

大磯町町税条例の一部を改正する条例

第1条 大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

第18条の2第1項中「第10号の9」を「第10号の10」に、「第11号の4」を「から第11号の5まで、第12号」に、「第12号」を「第16号」に改める。

第18条の3の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

附則第6条第2号を削り、同条第3号中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を削り、同条第7号中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同号を同条第5号とし、同条第8号中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第9号中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第10号中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7

附則第6条第11号中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同号を同条第10号とし、同条第12号中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同号を同条第11号とし、同条第13号中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同号を同条第12号とし、同条第14号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同号を同条第13号とし、同条第15号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同号を同条第14号とし、同条第16号を同条第15号とする。

第2条 大磯町町税条例の一部を次のように改正する。

第8条の2中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第24条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第24条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及

び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
第48条第1項第2号中「第24条」の次に「、第24条の3」を加える。
附則第6条第15号中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

第3条 大磯町町税条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び附則（附則第2項及び附則第3項を除く。）の規定 公布の日

(2) 第2条並びに附則第2項及び附則第3項の規定 令和3年1月1日（以下「第2号施行日」という。）

(3) 第3条の規定 令和4年4月1日
(町民税に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の大磯町町税条例（以下「第2条改正条例」という。）第8条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 第2条改正条例第24条の3の規定は、第2号施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和2年9月1日提出

大磯町長 中 崎 久 雄